

# 山梨県公報

第千五百一十号

平成十六年

八月十六日

月 曜 日

## 目 次

山梨県医師国民健康保険組合の規約の変更認可…………… 五四七

土地収用事業の認定…………… 五四七

訓 令

環境首都・山梨づくり推進本部規程の全部を改正する訓令…………… 五四八

## 告 示

**山梨県告示第三百六十四号**

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、次のとおり山梨県医師国民健康保険組合の組合員の範囲について規約の変更を認可した。

平成十六年八月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前 山梨県医師会の会員である医師及び当該医師が開設し、又は管理者となつてい  
る山梨県の区域内の医療機関に勤務する者で組合の地区内に住所を有するもの  
変更後 山梨県医師会の会員(開業している会員及び病院又は医院に勤務している会  
員に限る。)である医師及び当該医師が開設し、又は管理者となつてい  
る山梨  
県の区域内の医療機関に勤務する者で組合の地区内に住所を有するもの

### 山梨県告示第三百六十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定  
により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十六年八月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

八代町

- 二 事業の種類
  - 八代町南ふれあい公園整備事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 東八代郡八代町北字稲子田地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
  - 1 法第二十条第一号要件
    - 八代町南ふれあい公園整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十三条第三十  
二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第  
二十条第一号に該当する。
  - 2 法第二十条第二号要件
 

起業者は、用地補償費については平成十六年度に土地開発基金により、工事費等  
については平成十七年度に一般会計により財政措置を講ずることとしており、本事  
業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十  
条第二号に該当する。
  - 3 法第二十条第三号要件
    - (一) 申請事業の施行により得られる公共の利益
 

本事業は、ゲートボール等が行える多目的広場、遊戯広場等を備えた公園を八  
代町の南地区に整備する事業である。本事業が完成すると、身近に利用できる公  
園の無かつた南地区住民等の憩いの場及びふれあいの場が確保されることと、  
子どもが安心して遊ぶことのできる場が確保される等、住民サービスの向上につ  
ながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きい  
と認められる。
    - (二) 申請事業の施行により失われる利益
 

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起  
因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家が少なく、周辺環境に与  
える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益  
は軽微であると認められる。
    - (三) 代替案との比較
 

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考  
慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要  
件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。
    - (四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、第四次八代町総合計画に位置付けられた事業であるとともに、平成十六年十月十二日に合併が予定されている笛吹市の新市建設計画中に「街区公園の整備推進」が記載される等、合併後も継続して実施することとしている。また、身近に公園が無いという南地区の状況、さらに、当該地区から公園整備の要望が出されていることから、早期に事業を施行する必要性が高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、近隣住民等の予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用には馴染まないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

八代町役場企画課

訓 令

山梨県訓令甲第十号

本 庁

環境首都・山梨づくり推進本部規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年八月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

環境首都・山梨づくり推進本部規程の全部を改正する訓令

環境首都・山梨づくり推進本部規程(平成五年山梨県訓令甲第十一号)の全部を次のように改正する。

環境日本一やまなし推進本部規程

(設置)

第一条 山梨県環境基本条例(平成十六年山梨県条例第二号)の理念にのっとり、本県が目指す優れた自然環境の保全及びさわやかな生活環境の確保並びに持続的な発展が可能な資源循環型社会の創造による「環境日本一やまなし」の確立に必要な施策を推進するため、環境日本一やまなし推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第二条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部長、本部長代理及び副本部長)

第三条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は森林環境部長をもって充てる。

(本部会議)

第四条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。

一 山梨県環境基本条例に基づく環境基本計画の策定及び推進に関すること。

二 環境日本一やまなしの確立に係る施策の総合調整に関すること。

2 本部会議の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、及び総理する。

(幹事会)

第五条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

2 幹事会の構成員は、別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、森林環境部次長が招集し、及び掌理する。

(専門部会)

第六条 特別の事項を調査する必要があるときは、幹事会の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第七条 本部会議及び幹事会の庶務は、森林環境部森林環境総務課において行う。

(委任)

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定

める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 別表第一（第四条関係）

副知事、出納長、政策秘書室長、企画部長、総務部長、福祉保健部長、森林環境部長、  
商工労働部長、観光部長、農政部長、土木部長、県民室長、林務長、地域振興局長、  
公営企業管理者、教育長、警察本部長

### 別表第二（第五条関係）

企画部次長、総務部次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、商工労働部次長、観光  
部次長、農政部次長、土木部次長、出納局長、県民室長、秘書課長、政策参事、企画  
課長、広聴広報課長、人事課長、財政課長、地域振興局企画振興部長、企業局次長、  
教育次長、警察本部警務部参事官

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番